

運輸安全マネジメント制度とは？



平成22年12月

国土交通省 大臣官房 運輸安全監理官室

目次

1. 運輸安全マネジメント制度とは何でしょう？	
今までの安全確保の取組み	4
現在の安全確保の取組み	5
評価の実施例	6
2. 運輸安全マネジメント制度はなぜできたのでしょうか？	
ヒューマンエラー	8
3. 安全管理体制はどのように作るの？	
安全管理体制に必要な取組み	13
取組みの流れ	14
4. 安全管理体制の取組み	
代表者（経営者）の役割	16
輸送の安全に関する情報の伝達	24
法令等の遵守	26
手順・規則	28
教育・訓練	30
事故等の対応	32
取組み状況の点検と改善。	34
5. 運輸安全マネジメント評価はどうやるの？	
評価の方法	37

1. 運輸安全マネジメント制度とは何でしょう？

安全管理体制

(安全マネジメント態勢)



POINT

安全管理体制を構築・改善するためには、事業者が安全マネジメント制度の趣旨を理解することが重要です。



構築・改善するための参考例

通常は

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン

小規模事業者

- ◎ 鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方
- ◎ 小規模海運事業者における安全管理の進め方



1-2. 運輸安全マネジメント制度とは何でしょう？



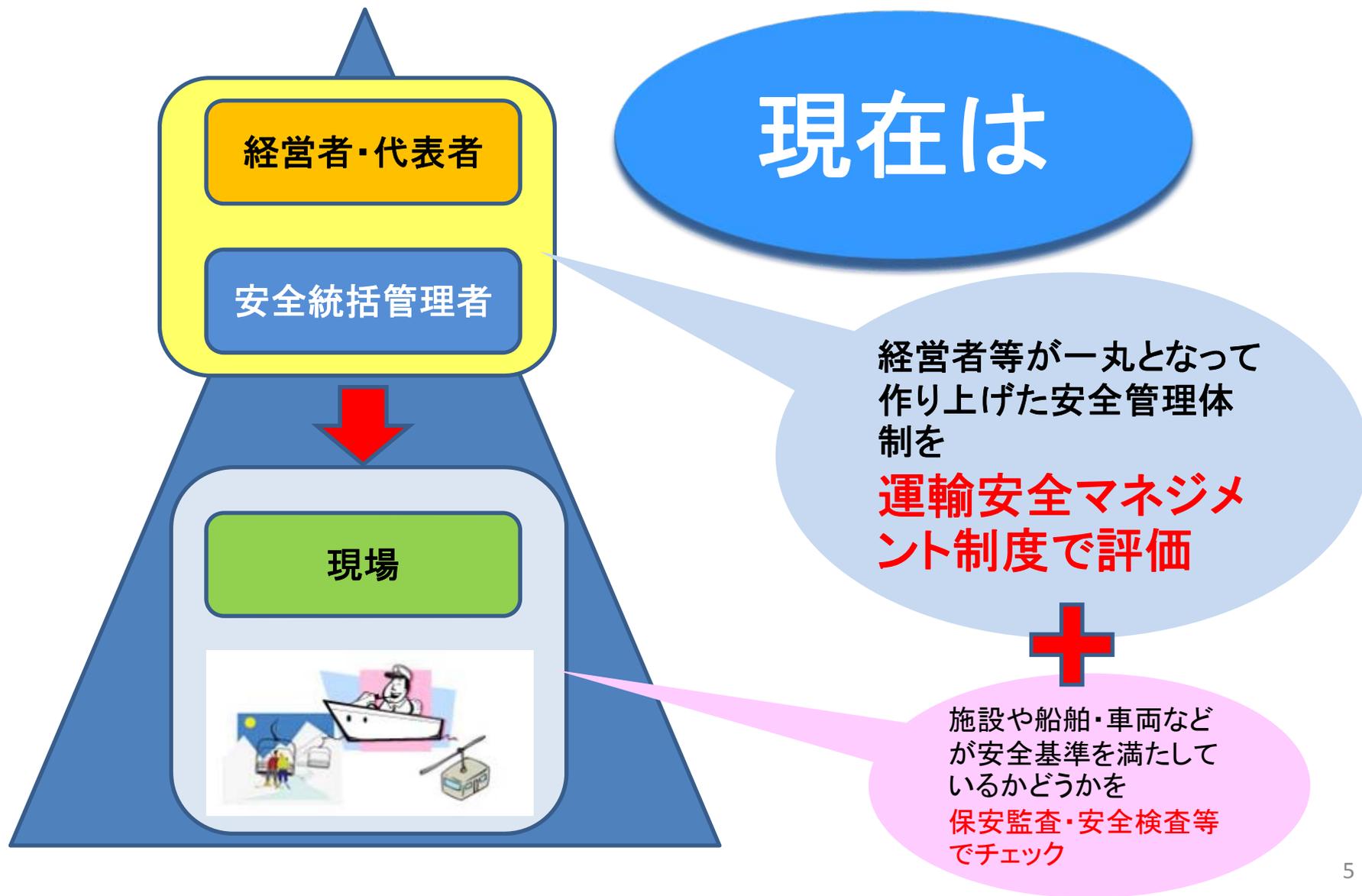
今までは

施設や船舶・車両などが安全基準を満たしているかどうかを

**保安監査・安全検査
等でチェック**



1-3. 運輸安全マネジメント制度とは何でしょう？



1-4. 運輸安全マネジメント制度とは何でしょう？

運輸事業者の**代表者(経営者)**や**安全統括管理者**等を対象として、実際の安全に関する取組みの実施状況を確認し、その取組みや体制の改善等に向けた助言を行うため、**職員が事業者に対し、評価**を行うこととしています。

例

- 実施期間：0.5日～1日間で実施
- 場 所：事業者の本社等
- 作業内容：経営トップほか経営管理部門へのインタビューと書類の確認
- 評価指針：安全管理の進め方に関するガイドライン

運輸安全マネジメント評価の実施

小規模の事業者に対しては、以下の方法で評価する場合があります。

- ・**集合評価**
指定した場所で複数の事業者に対して実施する評価
- ・**遠隔評価(海運事業者に限る)**
電話等により実施する評価



運輸安全マネジメント評価実施の様子



2. 運輸安全マネジメント制度はなぜできたのでしょうか？

平成17年に、各運輸事業者で事故やトラブルが多発しました。例えば・・・

◆ 列車脱線事故(鉄道)



◆ 管制指示違反(航空)



◆ 飲酒運転踏切衝突事故(自動車)



◆ フェリー防波堤衝突事故(船舶)



2-2. 運輸安全マネジメント制度はなぜできたのでしょうか？

事故の要因は？

ヒューマンエラー！

◆ 社長や安全担当者らの安全に対する関わりが不十分

◆ 経営陣と現場のコミュニケーションが不十分

2-3. 運輸安全マネジメント制度はなぜできたのでしょうか？

ヒューマンエラーとは？

「ヒューマンエラー」には2種類ある

うっかりしたなあ…



うっかりミスや錯覚等により「意図せず」に行ってしまうもの

狭義のヒューマンエラー

2-4. 運輸安全マネジメント制度はなぜできたのでしょうか？

ヒューマンエラーとは？

「ヒューマンエラー」には2種類ある

これぐらい
なら...



悪いことと思いながら、また、手順違反と知りながら、やっ
てしまうもの

不安全行動

2-5. 運輸安全マネジメント制度はなぜできたのでしょうか？

ヒューマンエラーによる事故を防止するためには…

狭義の
ヒューマン
エラー

不安全行動

「ヒューマンエラー」を極力減らすため設備等によるシステム作り

安全ではない行動を取らせないような社内の雰囲気

POINT

安全風土の確立

3. 安全管理体制はどのように作るの？

代表者(経営者)自らが、現場まで一丸となった安全管理の取組みを行います

そのためには



事故等の対応

代表者(経営者)の役割

輸送の安全に関する情報の伝達

安全管理体制の構築

輸送の安全に必要な手順・規則

教育・訓練

安全管理の取組み状況の点検と改善

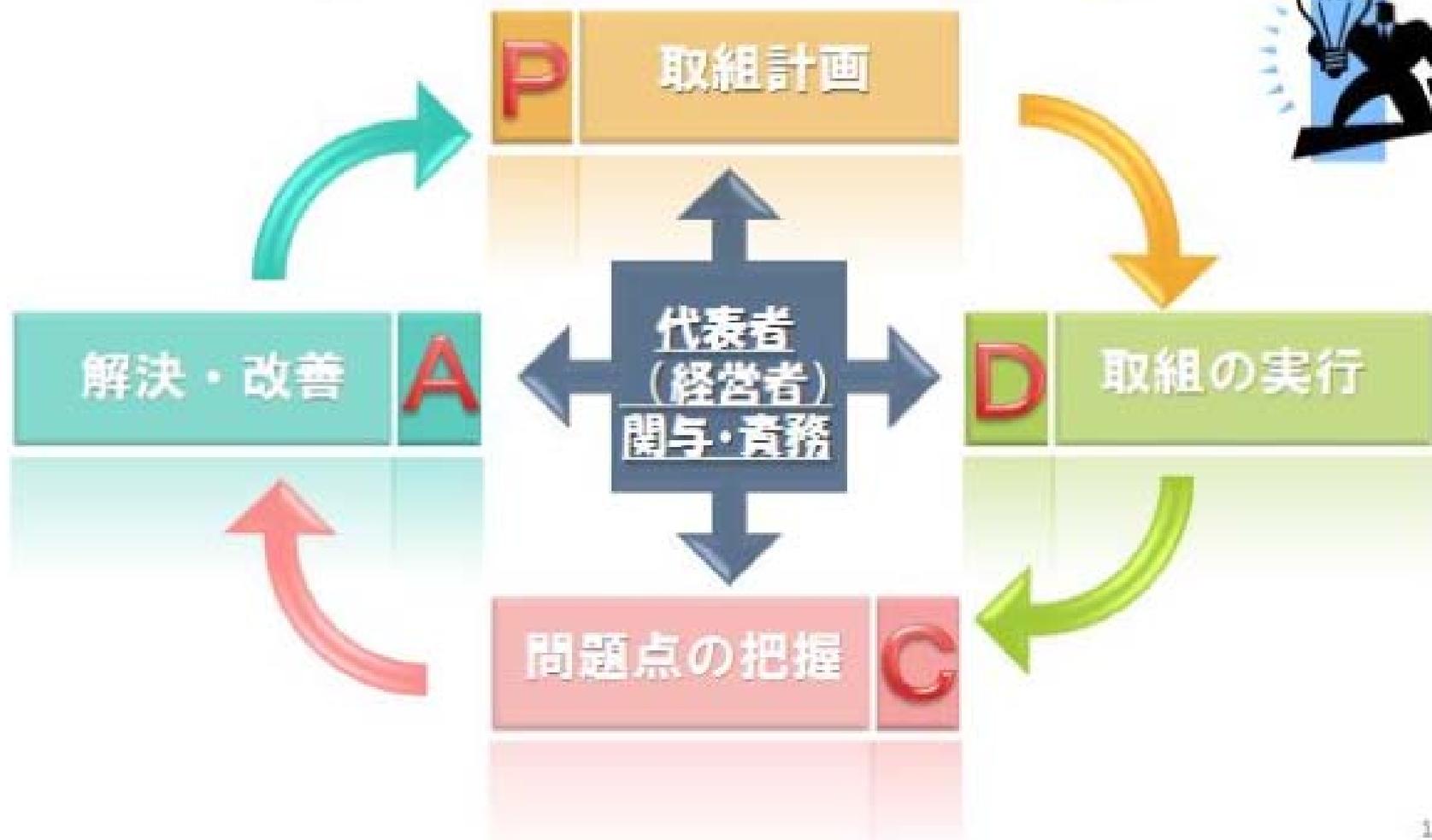
法令等の遵守

3-2. 安全管理体制はどのように作るの？



3-3. 安全管理体制はどのように作るの？

安全管理体制の取組みの流れ



3-4. 安全管理体制はどのように作るの？

安全管理体制のPDCA
サイクルをまわしてスパ
イラルアップを目指す



4. 安全管理体制の取組み

①

代表者(経営者)の役割



・安全方針を作り、社内に周知する

- 安全が第一であること、法令や社内規則を守ることを安全方針で明らかにする
- 安全方針を実現するための安全目標を決め、その達成に向け安全運行(航)に努める

4-2. 安全管理体制の取組み

①

代表者(経営者)の役割



取組み例

・安全方針を作り、社内に周知する

小規模海運事業者

- ①安全第一、法令・社内規則の遵守を明記した安全方針を定める。
- ②安全方針の社内周知例
 - ・事務所、船橋などに掲示
 - ・安全祈願祭等でのあいさつ・訓示・唱和
 - ・現場要員に対する教育、研修会、会議等で指導

索道等事業者

- ①安全第一、法令遵守等を掲げた安全方針を定める。
- ②安全方針の社内周知例
 - ・手帳に記載し配布
 - ・事務所・運転室などに掲示
 - ・朝礼【点呼】時唱和、スキー場開き・安全祈願祭等
であいさつ・訓示
 - ・教育・訓練時で指導

4-3. 安全管理体制の取組み

①

代表者(経営者)の役割



- ・重大事故の発生に備える
- ・安全に必要な設備や人を確保する
- ・安全管理体制の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する

4-4. 安全管理体制の取組み

①

代表者(経営者)の役割



取組み例

・重大事故の発生に備える

小規模海運事業者

海難などが発生した時に、関係先への通報や旅客救助などの行動があせらず、ちゃんとできるように、それらの連絡先や方法などを安全管理規程の事故処理基準などに定めておく。

索道等事業者

- ・「事故処理要領」や「危機管理マニュアル」により事故発生から応急処置までの手順を策定する。
- ・緊急連絡体制により処理する。
- ・警察・消防(レスキュー)との連絡体制・連携を整備する。

4-5. 安全管理体制の取組み

①

代表者(経営者)の役割



取組み例

・安全管理体制の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する

小規模海運事業者

自己チェックリストを活用するなどして、年度末等に一年の安全の取組みを振り返り、安全の問題点などないかを調べ、問題点があれば、それらを解決・改善する方法を考え、決めたとえ、それら解決・改善方法を実行する。

索道等事業者

自己チェックリストを活用するなどして、年度末・シーズン終了時等に一年の安全の取組みを振り返り、安全の問題点などがなくないかを調べ、問題点があれば、それらを解決・改善する方法を考え、決めたとえ、それら解決・改善方法を実行する。

4-6. 安全管理体制の取組み

①

代表者(経営者)の役割



取組み例

・安全に必要な設備や人を確保する

小規模海運事業者

安全確保に必要な船体、機関、乗下船具、救命用具、無線（携帯電話）設備等を定期的に点検・整備し、故障・不具合などがあれば、すばやく修理などする。

索道等事業者

- ・ 自社独自又はメーカーを交えた長期補修計画を策定する。
- ・ 年度修繕計画に基づき定期的に点検・整備する。
- ・ ベテラン・新人を考慮した係員を配置する。
- ・ 当日の客層を考慮した係員（乗客係）を配置する。

4-7. 安全管理体制の取組み

①

代表者(経営者)の役割



・安全統括管理者を選任する

安全統括管理者は

- 安全の取組みを積極的に行い、安全目標が達成できるように努力する。
- 代表者に安全の報告を適切に行う。

4-8. 安全管理体制の取組み

①

代表者(経営者)の役割

・安全統括管理者を選任する

小規模海運事業者

索道等事業者

安全管理を適切に進めていくため、経営者の右腕となり安全管理を推進する者として、安全統括管理者を選任し、必要な権限を与える。



取組み例

4-9. 安全管理体制の取組み

②

輸送の安全に関する情報の伝達



・現場の声をよく聞く

安全に関する情報が社内にきちんと伝わるようにする。
また、現場の意見、要望にも耳を傾けることが大切。

4-10. 安全管理体制の取組み

2

輸送の安全に関する情報の伝達



取組み例

・現場の声をよく聞く

小規模海運事業者

個人事業者では、現場で以下のような話し合いなどを行うとよいでしょう。

- ・安全に関する話し合い・打合せの定期的な実施
- ・掲示板や回覧板での安全に関する情報の周知
- ・目安箱・意見箱の設置
- ・安全に関する研修会の開催や参加
- ・運航現場での無線・携帯電話を用いた運航情報(気象海象、他船の動静など)

索道等事業者

- ・代表者(経営者)及び安全統括管理者は現場巡視の機会に索道係員との直接対話により意見・要望を収集する。
- ・索道技術管理者は、会議、朝礼・終礼点呼、業務・運転日報などで収集した意見・要望を社長などに報告する。
- ・安全に関する情報は、会議、朝礼・終礼点呼、教育・訓練時を活用し周知する。
- ・掲示板・回覧版により安全に関する情報を周知する。

4-11. 安全管理体制の取組み

③

法令等
の遵守



・法令、社内規則を守る

関係法令や社内規則等を守ることを徹底する。また、代表者や安全統括管理者がその状況を定期的に確認する。

4-12. 安全管理体制の取組み

③

法令等
の遵守

・法令、社内規則を守る

小規模海運事業者

- ・関係法令等を守ることの重要性を現場に周知する。
- ・訪船等で法令を守っているかの確認をする。
- ・安全運航に関係する法令の改正があった場合には、掲示板、回覧板その他の方法により、社内に改正内容を知らせる。

索道等事業者

- ・関係法令等規程類は事務所・運転室などに配備しいつでも見ることができるようにする。
- ・シーズン前の研修時に教育・訓練を行う。
- ・索道技術管理者研修の内容を索道係員に周知する。
- ・安全統括管理者及び索道技術管理者は巡視時・始業点検に立ち会うなど普段の行動から法令遵守状況を確認する。



取組み例

4-13. 安全管理体制の取組み

④

輸送の安全に必要な手順・規則



- ・ 安全に必要な手順や規則を作って、社内に知らせる

手順や規則を作り、なぜそれが必要なのか、どうしてそうするのかを社員に理解させることが大切。

4-14. 安全管理体制の取組み

4

輸送の安全に必要な
手順・規則

- ・安全に必要な手順や規則を作って、社内に知らせる

小規模海運事業者

- ・法令で作成が義務付けられている安全管理規程を自船・事務所に適切に備え付け、管理する。
- ・緊急連絡先を年に1回はチェックし、電話番号などの連絡先を最新のものとし、船や事務所に掲示する。

索道等事業者

- ・法令に作成が義務付けされている安全管理規程などを事務所・運転室等に備え付け管理する。
- ・緊急連絡体制図を年1回チェックし、電話番号などの連絡先を最新のものとし、事務所・運転室などに掲示する。



取組み例

4-15. 安全管理体制の取組み

⑤

教育
訓練



- ・ 安全に関わる者には、定期的に教育・訓練を実施する
- 運輸安全マネジメント制度に関する教育・訓練を代表者も含め受けて、それらを記録する。
- 外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関する講習会等を活用しても良い。

4-16. 安全管理体制の取組み

⑤ 教育訓練

- ・安全に関わる者には、定期的に教育・訓練を実施する

小規模海運事業者

- ・国や協会、その他外部主催の安全講習会などへ定期的に参加する。
 - ・外部機関が主催する救助訓練へ定期的に参加する。
 - ・発航前点検等日常点検の重要性に関する研修を実施する。
- (※)研修会や訓練を実施した場合は、参加者の間で意見、反省点などをもち合い、次回の研修会や訓練の時期、やり方などをお互い話し合っ、決めるとよいでしょう。

索道等事業者

- ・社長・安全統括管理者は、国や協会、その他外部主催の運輸安全マネジメントに関する講習会等へ定期的に参加する。
- ・索道技術管理者は、運輸局主催の講習会に参加、その概要について復命することにより関係者に周知する。
- ・索道係員に対する計画的な教育・訓練の実施及び理解度の把握や反省会を踏まえた見直しをする。

取組み例



4-17. 安全管理体制の取組み

⑥

事故等
の対応



・事故が起きた場合の対応方法をあらかじめ決めておく

- ・ 事故が発生したらすみやかに代表者等に連絡する。
- ・ 起きた事故の原因を調べ、再発防止を考え、それを実行する。
- ・ 現場からヒヤリ・ハット情報を集めたり、他社で起きた事故例を参考にして、事故防止に役立てる。

4-18. 安全管理体制の取組み

⑥

事故等
の対応

・事故が起きた場合の対応方法をあらかじめ決めておく

小規模海運事業者

- ・事故発生時の対応については、「事故処理基準」に決めておく。
- ・緊急連絡表を作成し、自船船橋、事務所内に掲示するとともに、各関係先の電話番号も最新のものにしておく。
- ・事故が発生したら、現場員と話し合い、事故発生の原因を調べ、同じような事故が再び発生しないような対策を決め、実施する。
- ・運航中、「ヒヤリ」としたこと、「ハット」したことをみんなで持ち寄り、話し合い、全員の安全運航のための注意喚起をする。
- ・同業他社の海難事故の例などを集め、自社の安全運航に役立てる。

索道等事業者

- ・事故発生時の対応については、「事故処理基準」に決めておく。
- ・緊急連絡表を作成し、事務室、運転室などに掲示するとともに、各関係先の電話番号も最新のものにしておく。
- ・事故が発生した場合は、事故発生の原因を調べ、同様の事故が再び発生しないような対策を決め、実施する。
- ・「ヒヤリ」としたこと、「ハット」したことの事例を示し、日報に記載することや、終業点呼時に報告するよう教育する。
- ・報告のあった事例を翌日の点呼時に周知し、事故の未然防止に努める。
- ・索道技術管理者等は収集した情報から原因を分析し、対策を検討する。
- ・他社の事故事例を参考に自社設備の点検を行う。



取組み例

4-19. 安全管理体制の取組み

7

安全管理
の取組み
状況の点
検と改善



・定期的に安全の取組み状況をチェックし 問題点は改善する

- 少なくとも年1回は安全目標の達成状況等を自己チェックリストを参考にしながらチェックし、問題があれば必要な対応を実施する。
- 上記取組みを記録して、これからの安全に関する取組みに活用する。

4-20. 安全管理体制の取組み

7

安全管理
の取組み
状況の点
検と改善

・定期的に安全の取組み状況をチェックし 問題点は改善する

小規模海運事業者

少なくとも年1回は安全運航の取組み状況を自己チェックリストの活用等により点検し、問題がある場合は必要な改善を行います。

事業者自らが定期的に安全管理体制をチェックすることにより、安全管理体制の課題及び問題点を明らかにすることができます。

索道等事業者

少なくとも年1回は安全運行の取組み状況を自己チェックリストの活用等により点検し、問題がある場合は必要な改善を行います。

事業者自らが定期的に安全管理体制をチェックすることにより、安全管理体制の課題及び問題点を明らかにすることができます。



取組み例

4-21. 安全管理体制の取組み



海運事業適用「安全管理の取組み状況の自己チェックリスト」の例
(従業員がいない個人経営の海運事業者用)
※ 代表者(経営者)は、安全総括管理者として、以下のチェックリストを活用し、年に1回(1日)の海運事業の安全の取組み状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、定期的チェックの際、毎年との比較を行いましょう。

項目	確認日	年	月	日	担当事項
1. 代表者(経営者)は、法令遵守を第一とし、安全方針を定めることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか。					
2. 安全方針を事業計画や事業計画に掲示しているか。					
3. 代表者(経営者)は、安全方針を実施するための、1年ごとに安全重点施策(安全目標)を作っているか。					
4. 安全施策に努め、安全重点施策(安全目標)を実施したか。					
5. 代表者(経営者)は、重大事故が発生した場合の対応方法を注視しているか。					
6. 代表者(経営者)は、安全に必要な設備の更新・整備などを行っているか。					
7. 代表者(経営者)は、安全総括管理者として、その職務を把握し、安全重点施策(安全目標)を適切に実施しているか。					

自分たちの取組みがどんな状態にあるのかを自己チェックリスト等を用いてチェックし、課題や問題点を見つけ出し、それを改善していくことから始めるといいでしょう。

代表者(経営者)が先頭に立って安全に取り組む姿勢を見せることも必要です。

5. 運輸安全マネジメント評価はどうやるの？

・評価の方法



※インタビュー対象者は代表者、安全統括管理者、その他安全担当者等に行います。

事業者が作り上げた安全管理体制を

- ①インタビュー ※
- ②文書・記録の確認

で行います。



優れた取組み
は評価

工夫の余地があ
る点等は助言

5 - 2. 運輸安全マネジメント評価はどうやるの？



POINT

運輸安全マネジメント評価は

業務改善命令書等のように**拘束力、強制力があるものではなく**、あくまでも事業者が安全管理体制を作り上げるのに参考としてもらうものです。

事業者の課題や問題点を**評価チームと一緒に考え**ながら、事故ゼロを目指します。

